

伝智コンサルティング有限公司

企業再編参考手帳

Enterprise restructuring reference book





初めに

本パンフレットの情報はご参考のために、2013 年 9 月時点で公布された法律などに基づいて、整理したものでございます。閲覧者は、実際の処理をされる前に改めて関連の規定及び現地の当局にご確認いただくことをお勧めいたします。閲覧者は何か質問等がございましたら、下記の連絡先までにご連絡ください。

2013年10月

Denchi Advisory Co., Ltd.

中国深セン市羅湖区深南東路 5016 号

京基 100 ビル 21 階ブロック 25

郵便番号 518001

TEL +86 755 22209446

+86 755 22966926

+86 755 22966929

パートナー 王鋭(Richard Wang)

中国公認会計士 13590171050

richard.wang@denchi.cn

マネージャー 李波(Benjamin Li) 中国税理士 13689544250

benjamin.li@denchi.cn

マネージャー 余関茹(Crystal Yu)

18988776864

crystal.yu@denchi.cn

3人とも日本語対応可



お名刺のスキャンコピーをメールにて以上の者にご送付いただければ、 伝智の会員になります!

会員特典

- ► 伝智主催のセミナー、勉強会、相談会等に無料で参加できます。
- ► 伝智の税務コンサルティングを**無料で二時間**享受できます。
- ► 伝智の定期的に発信する中国の最新税務情報を**無料で**受信できます。
- ▶ 伝智の発行する中国税務・商務参考手帳を**無料で**受領できます。

ホームページ: www.denchi.cn 企業再編: saihen.denchi.cn

伝智トレーニング: learn.denchi.cn





目次

第一章	企業再編概要	1
1.1.	背景	1
1.2.	企業再編の原因	1
	企業再編実施前の考慮	
	企業再編方式	
	1.4.1. 事業組織の変更	
	1.4.2. 改善或は経営拡大	
	1.4.3. 投資規模の縮小	
1.5	企業再編のプランニング及び実施過程	
	清算	
	清算前の考量	
	会社の解散及び清算の条件	
	主要な留意点	
2.3.	2.3.1. 人員の処置	
	2.3.2. 資産処分に係る税務問題	
	2.3.2. 資産を分に休る税券向送 2.3.3. 在庫処分。保税原材料、非保税原材料	
	2.3.4. 債務処分	
	2.3.5. 期限未満の業務契約の取り扱い	4
	2.3.6. 税務局、税関にての登録抹消におけるリスク	
	2.3.7. 外貨リスク	
2.4	2.3.7 外員リヘク 一般的な流れ	
	私どものサービス	
	事例紹介	
	合併	
	企業合併を実施する前の考量	
	主要な留意点	
	一般的な流れ(吸収合併の場合)	
	私どものサービス	
	事例紹介	
	持分譲渡	
	主要な留意点	
	一般的な流れ (譲渡側と譲受側も外資企業の場合)	
	私どものサービス	
	事例紹介	
	現地法人の設立	
	主要な留意点	
	一般的な流れ	
	私どものサービス	
	事例紹介	
	分公司、駐在員事務所の設立及び抹消	
	主要な留意点	
	一般的な流れ	
	私どものサービス	
	変更	
	主要な留意点	
	一般的な流れ	
	私どものサービス	
添付:関	周連法規の抜粋(日本語参考翻訳)	14
1.	清算について	14



	「中華人民共和国公司法」 14
	「中華人民共和国会社登記管理条例」19
	「企業の清算業務に関する企業所得税の処理に係る若干問題の通達」(財税[2009]60 号)<全文
	>
2.	合併と分立10
	「中華人民共和国公司法」
	「財政部国家税務総局企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財
	税[2009]59 号)<全文>1
3.	持分譲渡20
	「中華人民共和国公司法」
	「国家税務総局:非居住者企業の出資持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化に関する通
	知」(国税函[2009]698 号)<全文>22
4.	現地法人の設立
	「中華人民共和国公司法」
	「中華人民共和国会社登記管理条例」23
5.	分公司、駐在員事務所の設立及び抹消23
	「中華人民共和国公司法」
	「中華人民共和国会社登記管理条例」24
6.	変更24
	「中華人民共和国公司法」
	「中華人民共和国会社登記管理条例」29
	「外資企業法実施細則」



第一章 企業再編概要

1.1. 背景

人件費上昇や景気減速等の原因を始め、日本企業の中国戦略が問われている傾向が現れた。生産拠点の撤退、持分譲渡等を含めて中国での事業戦略、生産体制の見直しを検討する企業が出始めた。日本貿易振興機構の2012年度「日系企業活動実態調査」によると、コスト増や売上高の減少等の理由で、中国での事業縮小や移転・撤退を検討する日系企業は、全体の5.8%となり、前年度の4.4%から上昇した。

その一方、輸出の不振を補うために、国内販売に転換されたい企業にとっては、中国本土に販売拠点を 設けるなど、拡大方向での組織構成の変更を検討している企業も少なくない。

企業が最適な方法で企業の再編を成し遂げるために、弊社は企業再編を検討しようとする企業様にお役に立てたく、企業再編に関する基礎知識、一般的な内容等を本手帳にまとめて提供させて頂く。

1.2. 企業再編の原因

- 1) 外部要因:日系企業が中国での投資環境の変化
 - ①. 政治環境の変動:中国新政権の誕生、第12次五カ年計画、日中関係の悪化等。
 - ②. 企業競争の激化:中国ローカル企業の成長と発展、中国市場の成熟化等。
 - ③. 経済環境の変化:中国経済の減速、労働人口の減少、人件費の高騰、外商投資税収優遇政策の減少等。

2) 内部要因:

- ①. 事業の重複:設備、技術の非効率化、サプライチェーンの非効率性等。
- ②. 機能の重複:管理コストの増加、意思決定プロセスの複雑、社内システムの不統合等
- ③. 税務・会計:税務コンプライアンスの欠如、キャッシュフロー管理の不完備等
- ④. グループ内部の企業機能移転:分公司、子会社等の新設、合併、持分譲渡、清算等。

1.3. 企業再編実施前の考慮



1.4. 企業再編方式

1.4.1. 事業組織の変更

- 来料加工工場の独資化
- 駐在員事務所を現地法人や分公司への変更
- 子会社を分公司への変更



• 分公司を子会社への変更等

1.4.2. 改善或は経営拡大

- 持分、資産買収
- 合併
- 統括会社の新設
- 増資
- 移転等

1.4.3. 投資規模の縮小

- 清算
- 持分譲渡
- 資産譲渡+閉鎖
- 減資等

1.5. 企業再編のプランニング及び実施過程

企業プラ ンニング ·企業自ら、グループ内部の初期想定及びプランニンを設定する。

専門機構 の意見 ·企業の要求及び計画に基づき、専門機構の参考意見、他の実行可能案等を求める。

◆ 企業決定 ·専門機構の分析意見に基づき、投資側は各参考案の優劣を対比し、考量したうえ、株主利益、企業全体利益の最大化を実現するために再編方案を決定する。

再編業務 実施 ·再編業務の実施において、専門機構からコンサルティング、或いは代行実施を 求める。

再編業務 完成 ·再編業務を完成し、期待される効果を獲得する。

第二章 清算

中国に設立した外資企業は様々な原因で閉鎖するようになることがよく見受けられる。例えば、持続 欠損、コンプライアンス問題により継続困難、中国の合弁側と意見の不一致、或いは合併される等の 理由がある。

2.1. 清算前の考量

- 1) 企業の欠損現状は好転する見込みがあるか否か。
- 2) 「二免三減半」及び他の優遇政策等は清算により不適用になり、損失が生じる可能性。損失が生じる場合、その損失は企業の継続経営による損失より大きいか否か。



- 3) 期限未満の業務契約により発生する経済賠償。
- 4) グループブランドへの影響。
- 5) 清算実施のタイミング、等。

2.2. 会社の解散及び清算の条件

規定によると、外商投資企業は以下の状況のいずれかを満たす場合、経営が終了することになる。

- (一) 経営期間が満了した場合
- (二) 経営不振による欠損が深刻であり、投資側が解散を決定した場合
- (三) 自然災害、戦争などの抵抗不可な事情により深刻な損失を蒙り、経営を継続できない場合
- (四)破産した場合
- (五) 中国の法律、法規に違反し、公共利益に危害を及ぼし法に依って取消された場合
- (六) 外資企業の定款で規定されたその他の解散事由が発生した場合

2.3. 主要な留意点

2.3.1. 人員の処置

1) 通知時点

清算における従業員の取り扱い問題は敏感かつ複雑であるため、企業は従業員の処置に取りかかる前に、何時内部で従業員全員へ会社清算時点を通知するか、如何に生産経営活動の減少、終了に移行するかを考慮しなければならない。

- 2) 労働紛争の発生を防ぐ
- 3) 解雇に係る経済賠償金等

規定によると、企業が経営未満に企業を清算し、従業員との労働契約を解除するに当たっては、 従業員に対して、経済補償金を一括で支払う必要がある。 労働法における経済補償金の計算基準は下記の通りである。

勤続年数	計算基準	支払基準※
6ヶ月未満	月額賃金	0.5 ヶ月分
6ヶ月以上1年未満	月額賃金	1ヶ月分
1年及び以上	月額賃金	1ヶ月分/年

※支払基準の上限は12ヶ月分になる。

月額賃金※	経済補償金の支払金額
所在地政府規定の月平均賃金の3倍以上	月平均賃金の3倍(上限)×勤務年数
	に応じた月数
所在地政府規定の月平均賃金の3倍未満	月額賃金×勤務年数に応じた月数

※月額賃金とは、労働契約解除前 12 月間の平均賃金であり、基本給・諸手当を含み、個人所得税込の金額である。

2.3.2. 資産処分に係る税務問題

- ▶ 固定資産、無形資産
- ▶ 保税設備、一般購入設備

2.3.3. 在庫処分。保税原材料、非保税原材料



2.3.4. 債務処分

2.3.5. 期限未満の業務契約の取り扱い

2.3.6. 税務局、税関にての登録抹消におけるリスク

税務局は企業の税務抹消申請を受ける際、企業の過年度の納税状況に対して調査を行う可能性がある。一般的には、企業の直近 3 年間における状況に対して税務調査を実施する。調査において、脱税問題を発見した場合、企業の設立時点までに遡って調査・調整を行うことができる。税務局に調査及び調整される際に、企業は未納の税金を納付するほか、一日当たり 0.05%の延滞金を納付しなければならない。また、未納税金の 0.5~5 倍に相当する金額の罰金を課される可能性がある。

税関は企業の登録抹消申請を受ける際、過去3年間以内に対して調査を行い、過少納付した税金を追 徴することができる。また、コンプライアンス違反の状況に応じて、罰金を課されることになる。

税務、税関調査時に、通常、下記の項目を注目することが多い。

- ✓ 経営期間における納税状況
- ✓ 経営期間における税務、税関に関わるコンプライアンス状況
- ✓ 会社の資産処分に係る税務取り扱い
- ✓ 清算所得(損失)に関する税務問題¹
- ✓ 未処分利益に関する税務問題
- ✓ 移転価格
- ✓ 実際在庫と理論在庫との差異等。

税務、税関調査の関わる問題が複雑であり、かつ清算プロセスの進捗に影響を与え、新たに税負担が発生する可能性もあるため、不確定性が相当に大きい。従って、企業は前もって自社の既存・潜在的な税務、税関問題を把握し、解消するために、清算する前に自ら、或いは外部専門機構により、企業に対してヘルスチェックを行うことをお勧め致す。

また、清算において、順調に税務局、税関の調査に対応できるために、企業の下記の資料を整理しておくことを提案する。

- ✔ 財務ソフトウェアシステムの整理
- ✓ 中国会計制度に合致する帳簿及び証憑
- ✔ 各年度における税務申告表
- ✓ 各年度における監査報告書
- ✓ 発票及び発票受用明細表の整理
- ✓ 税関の通関情報及び資料などの整理。等

2.3.7. 外貨リスク

- ✓ 外貨代金の入金と送金
- ✓ サービス費用などの非貿易送金
- ✓ 外債の取り扱い。

2.4. 一般的な流れ

a. 清算に関する董事会決議

¹企業所得税法及びその実施条例の規定によると、清算期間を独立の 1 納税年度にする。もし企業は年度の途中で経営活動を終了すれば、実際の経営終了日から 60 日以内に企業所得税の確定申告を行う必要がある。企業は清算所得がある場合、抹消登録手続きを行う前に、企業所得税を納付すべき。算式は以下の通りである。

企業の清算所得=企業の全資産の実現可能価格或いは取引価格ー資産純額ー清算費用ー会社の各種類の未納税金



b. 元認可機関(対外経済貿易部門)の許可

c. 清算組の設立

d. 工商部門にて清算組のメンバーの届出+債権者への通知

e. 新聞での公告

f. 国税、地税にての登記抹消手続

g. 税関、財政部門、質量監督部門、銀行、外貨管理局などの部門にての登記抹消手続

工商部門にて営業許可書の登記抹消手続

組織コードの抹消 i.

i. 公安局にて会社印鑑等の抹消

2.5. 私どものサービス

- ✓ 清算前のプランニング(例えば、他の可能な案の分析)
- ✔ 税務、税関、外貨におけるリスク評価
- ✓ 税金の修正申告の代行
- ✓ 清算手続の代行
- ✓ 清算におけるコンサルティング

2.6. 事例紹介

深セン市に設立した日中合資生産会社 A(日本側の持分は75%、中国側の持分は25%)は、2009年か ら欠損状態に陥った。また、日本側投資者は、中国側投資者との間に、意見相違が度々発生している。 2011 年末まで、会社 A は欠損のままで、回復する傾向が見えない。そこで、日本側投資者は会社 A の 閉鎖を考え始めたが、中国側投資者の同意を得ていない。

2012年初、弊社のチームメーバーは、日本側投資者からコンサルティングサービスの依頼を頂いた。

当サービスにおける主な経緯を以下の通りまとめた。

- ①. 私どもは日本側投資者のA会社に対する閉鎖計画について税務分析を行い関連問題点、メリット 及びデメリットを分析し、また実行可能な提案を提出した。
- ②. 日本側投資者は私どもの分析報告書の提案により、中国側投資者の同意を得られない状況の下に、 二つの方案があることを理解した。a)中国側投資者の持分を買収した後、A 会社を清算する。b) 中国側投資者と交渉し、第三者にA会社の100%の持分を譲渡する。
- ③. 日本側投資者の委託に基づき、私どもは A 会社に対し、経営現状及び存在している税務、税関な どにおけるコンプライアンス問題とリスクを評価した。
- ④. 私どもの報告書及び中国側投資者との交渉結果を踏まえて、日本側投資者は中国側の持分を買収 し、第三者(私どもは買収側の選定にも協力した)にA会社の100%の持分を譲渡した。

上述の事例において、日本側投資者は私どもにサービスを委託した後の 12 ヶ月に、A 会社への投資を 撤退した。また、第三者への持分譲渡により、A会社の清算手続から免れた。



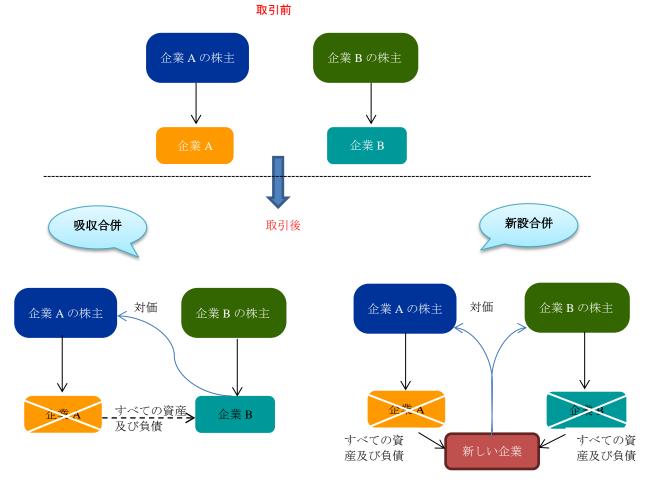
第三章 合併

合併とは、1 社或いは複数の企業(以下、被合併企業)がその全ての資産及び負債を他の現存或いは 新設の企業(以下、合併企業)に譲渡し、被合併企業の出資者が合併企業の持分又は持分以外の支払 を受け、2 社以上の企業が法による合併を実現することを指す。

企業はビジネス発展の需要に基づき、グループ内の会社合併或いはグループ外の会社買収によって、 資源の統合やコストの節約を実現することができる。

中国国内での外商投資企業の合併においては、下記の2つの合併方式がある。

- ▶ 吸収合併。合併の当事者となる会社のうちの一つの会社を存続会社として残し、その余の会社の 権利義務を存続会社に承継させて消滅させるものをいう。
- ▶ 新設合併。合併の当事者となる各会社を解散して、新たに設立する会社に全て承継させる方式をいう。



3.1. 企業合併を実施する前の考量

- 1) 合併によるメリット及びデメリットの比較分析
- 2) 合併方式の選択
- 3) 特殊税務処理の適用可能性
- 4) 税務、税関、外貨などの面における引き継ぎ(優遇政策の享受等)
- 5) 合併後各株主の持分
- 6) 合併後従業員の処置
- 7) 合併の移行段階における生産経営。等



3.2. 主要な留意点

- 1) 関連する政府部門より許可を取得できるか否か
- 2) 合併契約書の締結、契約書には下記の内容を含まなければならない。
 - ①. 合併協議の各社の名称、住所、法定代表者
 - ②. 合併後の会社の名称、住所、法定代表者
 - ③. 合併後の会社の投資総額と登録資本金
 - ④. 合併方式
 - ⑤. 合併協議の各社の債権、債務の承継方法
 - ⑥. 従業員の配置方法
 - ⑦. 違約責任
 - ⑧. 紛争の解決方法
 - ⑨. 調印日と場所
 - ⑩. 合併協議の各社が定める必要があると考えるその他の事項

合併後の各株主の持分比率の計算問題。有限公司の場合、下記の2つの方法を参考できる。

方法	計算式	メリット	デメリット
登 録 本比例法	持分比例= 合併前に各社が投 入した登録資本金/ 合併後の登録資本 金の総額	手続きが簡単であること。 持分の変更手続は不要である。但 し、合併の申請資料及び合併協議 において関連する情報の変更につ いて説明しなければならない。	①. 未処分利益、資本準備金等の面における各株主が取得すべき利益を公平に反映することができない。②. 合併において獲得した所得について関連税金を納付することが税務局により要求されるリスクがある。
純 資 産 比 例法	持分比例= 各株主が所有する 持分比率に基づき 計算した純資産額/ 合併時における二 社の純資産額の合 計	①. 払込資本金の影響のみならず、未処分利益、資本準備金等の面における各株主が取得すべき利益をより公平に反映することができる。②. 合併において獲得した所得について関連税金を納付することが税務局により要求されるリスクが少ない。	手続きが複雑であること。 ①. 持分の変更とみなされ、合併審査の申請時に合わせて、持分譲渡の認可申請を行うと要求される可能性がある。 ②. 株主は別途持分譲渡協議書を締結すると要求される可能性がある。

- 3) 合併における各税務処理
- 4) 保税設備、加工貿易手冊における原材料の移転
- 5) 企業所得税の特殊税務処理の適用
- 6) 合併後の資産価格の確定
- 7) 合併された企業の元税収優遇、欠損の補填の引き受け

3.3. 一般的な流れ(吸収合併の場合)

- a. 合併企業或いは合併された企業は合資企業である場合、他の株主の同意を得る
- b. 董事会決議+合併協議等
- c. 吸収合併された企業は元許可機構に被合併、解散についての意見を求める



- d. 吸収合併側は元認可機構(対外貿易経済局)に吸収合併に関する初期審査を申請する
- e. 新聞での公告 (初期審査後) +債権者への通知
- f. 吸収合併側は元認可機構(対外貿易経済局)に二回目審査を提出する
- g. 許可された後、合併された側は登記抹消手続を行う。
- h. 許可された後、存続企業は工商、税務、税関、及び他の関連する政府部門にて変更登記を行う。

3.4. 私どものサービス

- ✓ 合併前の分析(例えば、留意点、具体的な手続、特殊税務処理の適用可能性)
- ✓ 合併された企業への税務ヘルスチェック、DD(Due Diligence)調査
- ✓ 合併の申告手続の代行(新設合併における新しい会社の設立手続、合併側の変更手続、及び 合併された側の抹消手続を含む)
- ✓ 特殊税務処理に関する届出
- ✔ 合併の実施におけるコンサルティング

3.5. 事例紹介

日本グループ AB は広東省の一つの都市で生産企業 A と生産企業 B を設立した。企業 A と企業 B は、異なる製品を生産する。2009 年から、中国市場における人件費の高騰、売上の下落等の要因で、日本グループ AB は企業 A と企業 B に対して、業務の統合、人員配置の調整、及び資源の最適活用を図るために、企業 A と企業 B の合併を決定した。

2009年、弊社のチームメンバーがこのプロジェクトに参加した。

私どものサービスの主な経緯を以下の通りまとめた。

- ①. 実施の分析。新設合併と吸収合併の比較、存続企業の考慮、合併における関連問題、特殊税務処理の適用か否か、合併された企業の閉鎖抹消に発生しうる問題点、業務の移行等を含む。
- ②. 日本グループ AB は吸収合併の方式で、企業 A を存続企業と決定した。
- ③. 特殊税務処理の実行可能性について、企業 A と企業 B のそれぞれの主管税務部門にヒヤリングした後、合併作業(対外経済貿易部門の審査、税務部門の特殊税務処理の届出などを含む)を着手した。

対外経済貿易部門より企業 A と企業 B の合併許可を取得した。また、主管税務局は特殊税務処理の申告資料を受理したが、特殊税務処理に関する実務経験がないため、2013 年 6 月までに、主管税務局の検討状態に止まっている。一方、その故、企業 B の登記抹消手続も始められない。

第四章 持分譲渡

持分買収とは、企業(以下、買収企業)が他の企業(以下、被買収企業)の持分を買い取り、被買収企業に対する支配を実現する取引を指す。買収企業の対価支払の形式には、持分支払、非持分支払及び両者の組み合わせがある。

企業は組織再編等の商業目的で、統括会社の設立により、中国における子会社の直接株主を変更し、 或は第三者の会社と持分譲渡/譲受を行うことがある。



4.1. 主要な留意点

- 1) 持分譲渡価格の制定。資産評価価格VS純資産額
- 2) 純資産額に未配当利益があるか否か
- 3) 企業所得税の特殊税務処理の適用か否か
- 4) 中国国有資産に係る場合、国有資産の特定の取引所での譲渡
- 5) 合資企業の場合、合資側が優先購買権を有する

4.2. 一般的な流れ (譲渡側と譲受側も外資企業の場合)

- a. 譲受企業と譲渡企業のどちらかは合資企業である場合、他の株主の同意を得るべき
- b. 董事会の決議+持分譲渡協議等
- c. 護渡される企業の認可機構 (対外貿易経済局) に持分譲渡の申請を提出する
- d. 工商部門にて持分変更手続を行う
- e. 主管国税、地税にて納税申告を行い、持分の変更手続を行う
- f. 財政部門、税関及び外貨管理局等の部門にて持分変更手続を行う

4.3. 私どものサービス

- ✓ 持分譲渡前の分析(例えば、留意点、具体的な手続、特殊税務処理の適用可能性)
- ✓ 買収された企業への DD(Due Diligence)調査
- ✓ 持分の変更申請手続の代行
- ✓ 特殊税務処理の届出
- ✓ 持分譲渡におけるコンサルティング

4.4. 事例紹介

日本グループ A は中国企業と広東省で複数の中外合資企業を設立した。2010 年、一部の合資企業に対して組織再編を決定した。そのうち、日本グループ A は会社 B (日本側の持分が 90%、中国側の持分が 10%)にある中国側の10%の持分を買収することを計画した。日本グループ A は中国側投資者との交渉により、登録資本金の価格で中国側の10%の持分を購入する。

当サービスにおける主な経緯を以下の通りまとめた。

- ①. 日本グループ A の組織再編に関する計画に対して、係るリスク、税務コストについて分析を行った。
- ②. 税務分析した後、持分譲渡の申請手続について、日本グループ A に協力する。
- ③. 会社 B の中国側の 10%の持分買収は特殊税務処理の要件を満たさないため、中国側投資者は持分譲渡による所得又は損失を認識し、譲渡所得に対して企業所得税を納付しなければならない。
- ④. 税務当局は登録資本金に基づき譲渡することに対して指摘を提出し、課税所得の計算における譲渡価格が純資産額と資産の評価価格のいずれかを下回ってはならないと要求した。最後に、中国側投資者は純資産価格を課税価格に確定し、譲渡所得を計算し、企業所得税を納付した。

上述のサービスにおける持分譲渡の変更手続(日本側投資者の資料準備の期間も含めた)を 7 ヶ月以内に完成できた。



第五章 現地法人の設立

外国企業は中国で会社を設立する際、一般的に認可機関(対外経済貿易部門)の許可や各部門での登録手続が必要。また、経営範囲、投資規模の違いに応じて、地方か国レベルの関連部門の許可も必要となる。

5.1. 主要な留意点

- 1) 設立場所の選定
- 2) 外商投資企業の登録資本金と投資総額の割合関係

投資総額	登録資本金が投資総額に占める割合の最小値
300 万米ドル以下(300 万米ドルを含む)	7/10
300-1,000 万米ドル(1,000 万米ドルを含む)	1/2 (そのうち、投資総額は 420 万米ドル以下の場合、 登録資本金は 210 万ドルを下回ってはならない)
1,000 万米ドル-3,000 万米ドル(3,000 万 米ドルを含む)	2/5 (そのうち、投資総額は 1,250 万米ドル以下の場合、 登録資本金は 500 万ドルを下回ってはならない)
3,000 万米ドル以上	1/3 (そのうち、投資総額は 3,600 万米ドル以下の場合、 登録資本金は 1,200 万ドルを下回ってはならない)

- 3) フィジビリティスタディ報告書、定款などの書類の作成が必要。
- 4) 外国投資者の登記謄本、商業登記証等を中国語に翻訳し、且つ現地の関連当局にて公認される必要。

5.2. 一般的な流れ

a. 設立の場所を確定する(賃貸契約書の締結、土地使用書の取得等)

関連部門:賃貸部門、国土局

Ţ

b. 会社名を確定する(社名仮審査)

関連部門:工商部門

Ī.

c. 前置審查手続

関連部門:環境保護部門、発展改革部門、対外経済貿易部門

- (1) 環境に影響可能なプロジェクトについて、環境保護部門に影響評価意見書を申請する
- (2) 業界の管轄部門の前置許可に係る場合、関連部門に前置許可を申請すべき

↓

d. 会社設立の審査

関連部門:対外経済貿易部門

 \downarrow

e. 会社登録

関連部門:工商部門

 \downarrow

f. 資本金口座を開き、登録資本金を振り込むことなど

関連部門:銀行

 \downarrow

g. 他の登録手続

関連部門:公安局、質量監督部門、国税、地税、外貨管理局、銀行、財政部門、税関等



5.3. 私どものサービス

- ✓ 広東省での会社設立場所の選定に係る税収、政策優遇などを分析する。例えば、深セン市前 海深港現代サービス業合作区、珠海市横琴新区、広州市南沙経済開発区等の対象地区
- ✓ 会社設立の申請手続の代行
- ✓ 設立におけるコンサルティング

5.4. 事例紹介

中国市場の情報を収集するために、日本企業 A は広東省でサービス会社を設立することを計画している。

それについて、私どもは下記の通りサービスを提供した。

- ①. 前期分析:日本企業 A に協力し、広東省での場所選定における税務、政策優遇及び実行可能性について分析を行った。
- ②. 企業 A が私どもの分析に基づき、深セン市前海区でサービス会社を設立することを決定した。
- ③. 企業 A に協力し、前海での企業の設立に必要な資料を準備し、また関連部門に提出した。
- ④. 前海区の関連部門の認可を取得した後、サービス企業の登録資本金、投資総額、経営範囲等について、主管対外経済貿易部門との確認に協力し、初期的な意見を把握した。
- ⑤. サービス会社のフィジビリティスタディ報告書、定款等の作成に協力した。
- ⑥. 設立に必要な書類の準備及び関連部門への提出に協力した。

上述のサービスにおいて、企業 A が設立場所を確認してから、前海で会社を順調に設立(前海関連部門との初期確認も含める)したまでに約7 ヶ月がかかった。

第六章 分公司、駐在員事務所の設立及び抹消

6.1. 主要な留意点

1) 分公司と法人会社との機能比較

項目	法人会社	分公司
法人資格	ある	ない
経営範囲	会社自体の要求に応じて申請可能	総公司の経営範囲を超えてはいけない
契約書の締結	法人会社の名義で締結	総公司/分公司の名義で締結
輸出入の経営権	ある (輸出入の通関を自社で申告可)	ない(輸出入の通関を第三者への委託により代行実行が可能)
貿易項目における 外貨送金、入金	会社自体で外貨の送金と入金が可能 (外貨入金を第三者への委託も可能)	不可 (外貨の送入金を第三者への委託により代行実行が可能)
発票の発行	可	可
民事責任	独立で民事責任を負担する	独立で民事責任を負担できない。総公司が 自らの全ての資産を持って分公司の経営 における債務に対して、責任を負担する

2) 駐在員事務所は法人資格がないため、利益を求める営業活動に従事してはならない。



6.2. 一般的な流れ

▶ 分公司の設立

b. 設立場所を決定する(賃貸契約書の締結、或いは土地使用証明書の取得等) 関連部門:リース部門、国土局

,

c. 総公司が分公司の設立に関する董事会決議

 \downarrow

d. 会社設立の審査(店舗等の小売分枝機構の場合に適用) 関連部門:総公司の所在地の対外経済貿易部門(異なる市の場合は、分公司所在地のも必要)

e. 会社設立登記

関連部門:分公司所在地の工商部門

 \downarrow

f. 他の登録手続

関連部門:分公司所在地の公安局、質量監督部門、国税、地税、銀行等

▶ 分公司の閉鎖抹消

a. 総公司が分公司の閉鎖抹消に関する決定

\ \ \

b. 分公司の主管税務局にて税務登記抹消を行う

 \downarrow

c. 分公司の取引銀行にて口座抹消を行う

 \downarrow

d. 分公司の主管工商部門、質量監督部門、主管公安局にて登記抹消を行う

駐在員事務所の設立

a. 設立場所を決定する(賃貸契約書の締結)

関連部門:リース部門

. п. –

b. 設立登記

関連部門:工商部門

 \downarrow

c. 他の登記手続

関連部門:公安局、質量監督部門、銀行、国税、地税、税関、外貨管理局等

駐在員事務所の閉鎖抹消

a. 税務局にて税務登記抹消を行う

 \downarrow

b. 税関にて登記抹消を行う

1

c. 銀行、外貨管理局等の部門にて登記抹消を行う

 \downarrow

d. 工商部門、質量監督部門、公安局等にて登記抹消を行う

6.3. 私どものサービス

- ✓ 設立申告手続の代行
- ✓ 抹消申告手続の代行
- ✓ 一般税務コンサルティングサービス



- ✓ 税金の修正申告手続の代行
- ✓ 税務ヘルスチェックサービス

第七章 変更

外商投資企業が社名変更、住所変更、法定代表者変更、登録資本金変更、営業期限変更、持分変更、 株主の名前変更、出資方式の変更、経営範囲の変更、董事、監事、総経理などの異動、定款の変更な どの変更事項について、関連部門にて変更手続を行い、或は許可を取得しなければならない。

以下、登録資本金の縮小における変更手続を例に説明致す。外商投資企業の減資に根拠となる法規はあるが、私どもの経験によると、各地の実務取り扱いにおいて、関連部門は企業の減資申請に対し、慎重な姿勢を見せ、厳しく審査する。

7.1. 主要な留意点

- 1) 外国投資者は減資した後、海外へ資本金を送金する時、外貨管理部門の要求に基づき行うべき。
- 2) 税務局の納税要求(回収金の性質により区別する)。

7.2. 一般的な流れ

- a. 董事会決議
- b. 外国投資者は源泉所得税の納税届出を行う(配当金部分)
- c. 元認可部門(対外経済貿易部門)への申請
 - (a) 初期申告
 - *(b) 新聞で公告+債権者への通知
 - (c) 二回目申告
- d. 工商部門にて営業許可書の変更
- e. 税務等の部門での登録情報の変更に係る場合、関連手続を行う。

7.3. 私どものサービス

- ✔ 以下の変更事項に関する申請手続の代行
 - 社名変更
 - 住所変更
 - 法定代表者変更
 - 登録資本金変更
 - 営業期限変更
 - 持分変更
 - 株主の名前変更
 - 出資方式の変更
 - 経営範囲の変更
 - 董事、監事、総経理の異動
 - 定款の変更
- ✓ 上述の変更事項におけるコンサルティング



添付:関連法規の抜粋(日本語参考翻訳)

企業再編に関連する法規の詳細について、*http://saihen.denchi.cn/jp/*をご覧し、各再編方式における主要法規を参照ください

1. 清算について

「中華人民共和国公司法」

第181条(解散事由)

会社は、次の事由により、解散する。

- (1) 会社定款に定める営業期間が満了したとき又は会社定款に定めるその他の解散事由が発生したとき
- (2) 株主会又は株主総会が解散の決議を行ったとき
- (3) 会社の合併又は分割により解散が必要なとき
- (4) 法により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (5) 人民法院が本法第 183 条の規定に基づき解散させたとき

第182条(会社定款の修正による存続)

会社に本法第181条第(1)号の事由がある場合、会社定款の修正により存続させることができる。前項の規定に従い会社 定款を修正する場合、有限責任会社のときは3分の2以上の議決権を有する株主により、株式会社のときは株主総会に 出席した株主の保有する議決権の3分の2以上により採択しなければならない。

第183条(株主による解散請求)

会社の経営管理に著しい困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の 方法によっても解決できない場合、会社の全株主の議決権の 10 パーセント以上を保有する株主は、人民法院に会社の 解散を請求することができる。

第184条(清算委員会)

会社は、本法第 181 条第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(5)号の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。

有限責任会社の清算委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は董事又は株主総会で人員構成を確定する。 期限内に清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、人民法院に対し、関連人員を指定して清算委員会を 設置し、清算を行わせるよう申請することができる。人民法院は、かかる申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を組 織し、清算を行わせなければならない。

第185条(清算委員会の権限)

清算委員会は、清算期間において次に掲げる職権を行使する。

- (1) 会社財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成すること
- (2) 債権者に通知し、又は公告を行うこと
- (3) 清算に関連する会社の残留業務を処理すること
- (4) 未納の税金及び清算の過程において生じた税金を納付すること
- (5) 債権及び債務を整理すること
- (6) 会社が債務を弁済した後の残余財産を処分すること
- (7) 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること

第186条(債権者への催告)



清算委員会は、成立の日から 10 日以内に債権者に通知しなければならず、かつ 60 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

債権者は、債権を届け出る時、債権に関連する事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、 債権を登録しなければならない。債権の届出期間中、清算委員会は債権者に対して弁済を行ってはならない。

第187条(清算案の制定等)

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成した後、清算案を定め、かつ株主会、株主総会 又は人民法院に確認を求めなければならない。

会社の財産で、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の 債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については、株主の出資比率により分配し、株式会社については、株主 の保有する株式比率により分配する。

清算期間において、会社は存続しているが、清算と無関係の経営活動を行ってはならない。会社の財産は、前項の規定により弁済する前において、株主に分配してはならない。

第189条(清算の終了)

会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会又は人民法院に確認を求め、かつ会社登記機関に提出し、会社登記抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない。

第205条(債権者への未告知等)

会社が合併、分割、登録資本金の減額又は清算を行う時に、本法の規定に従って債権者に通知又は公告をしない場合、 会社登記機関が是正を命じ、会社を1万元以上10万元以下の過料に処する。

会社が清算を行う時、財産を隠匿し、貸借対照表もしくは財産明細書に虚偽の記載をなし、又は債務を完済する前に会社の財産を分配した場合、会社登記機関が是正を命じ、会社に、隠匿した財産又は債務完済前に分配した会社の財産の金額の5パーセント以上10パーセント以下の過料を科す。直接責任のある主管人員及びその他の直接責任のある人員を1万元以上10万元以下の過料に処する。

第206条(清算と無関係な経営活動の実施)

会社の清算期間中に清算と無関係な経営活動を行った場合、会社登記機関が警告し、違法所得を没収する。

第207条 (不実な清算報告書等)

清算委員会が本法の規定に従って会社登記機関に清算報告書を送付せず、又は送付した清算報告書に重要な事実の隠蔽もしくは重大な遺漏があった場合、会社登記機関が是正を命じる。

清算委員会の構成員が職権を利用して私利のために不正行為をなし、違法所得の獲得を謀り、又は会社の財産を横領した場合、会社登記機関が会社財産の返還を命じ、違法所得を没収し、かつ違法所得の等額以上 5 倍以下の過料に処することができる。

◇ 「中華人民共和国会社登記管理条例」

第 44 条 (抹消登記申請の提出文書)

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- (2) 人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議又は決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- (3) 株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会又は人民法院もしくは会社認可機関が届け出、確認した清算報告書
- (4) 「企業法人営業許可証」



(5) 法律、行政法規が提出しなければならないと定めているその他の文書 支店を有する会社が抹消登記を申請する場合は、さらに支店の抹消登記証明も提出しなければならない。

◆ 「企業の清算業務に関する企業所得税の処理に係る若干問題の通達」(財税[2009]60 号) <全文>

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新彊生産建設兵団財務局: <<中華人民共和国企業所得税法>>第53条、第55条及び<<中華人民共和国企業所得税法実施条例>>(国務院令 第512号)第11条の規定に基づき、企業清算に関する企業所得税の処理問題について、以下のように通達する。

- 一、企業の清算業務の企業所得税の処理とは、その企業がもはや継続経営せず、業務を終了させる場合における、資産の処分、債務の返済、株主への残余財産の分配等の経済行為に伴う清算所得に対する企業所得税の清算、配当金の分配等の事項に係る処理をいう。
- 二、以下の企業は、清算業務の企業所得税の処理を行わなければならない。
- (一) <<公司法>>、<<企業破産法>>等の規定により、清算を行う必要のある企業
- (二) 企業再編により清算処理を行う必要のある企業
- 三、企業清算業務の企業所得税処理は、以下の内容を含む。
- (一) 全ての資産につき、正味実現可能価額又は取引価格に基づく資産譲渡損益を認識すること
- (二)債権整理、債務弁済に係る損益を認識すること
- (三)継続企業の前提によらず、経過勘定に係る費用に対し処理を行うこと
- (四) 繰越損失を充当し、清算所得を確定すること
- (五) 清算に係る企業所得税を申告納付すること
- (六) 株主へ分配可能な残余財産、未払株式配当金等を確定すること

四、全ての資産の正味実現可能価額又は取引価格から、資産の簿価、清算費用、関連税金費用を控除し、債務清算過程 で発生した損益等を加えた後の残額を清算所得とする。

また一連の清算期間を、一個の納税年度として清算所得を算出する。

五、全ての資産の正味実現可能価額又は取引価格から、清算費用、従業員の賃金、社会保険料、法定補償金を控除し、 清算に係る企業所得税、過年度の未払税金等を控除したうえ、債務弁済を完了した後に、規定に基づき株主への分配可 能な残余財産を計算する。

被清算企業の株主が清算企業より分配を受けた残余資産の金額のうち、被清算企業の未処分利益累計額及び利益剰余金 累計額のうち、当該株主の持分割合によって計算された部分は配当所得として認識しなければならない。また、その残 余財産から配当所得を控除した後の金額が、株主の投資原価を超過または下回る場合は、その差額を株主の投資譲渡所 得または損失として認識しなければならない。

被清算企業の株主が、被清算企業から分配された資産は、正味実現可能価額又は実際取引価格によって取得原価を確定 しなければならない。

六、本通達は2008年1月1日より施行する。

財政部国家税務総局

二00九年四月三十日

2. 合併と分立

◆ 「中華人民共和国公司法」



第173条(合併の形式)

会社の合併は、吸収合併と新設合併の2つの形式をとることができる。

1 つの会社がその他の会社を吸収するものを吸収合併といい、吸収される会社は解散する。

2つ以上の会社が合併して1つの新会社を設立するものを新設合併といい、合併の各当事社は解散する。

第174条 (会社の合併)

会社を合併する場合、合併の各当事会社は、合併協議書を締結し、かつ貸借対照表及び財産明細書を作成しなければならない。会社は、合併の決議を行った日から 10 日以内に債権者に通知し、かつ 30 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内は、会社に債務の弁済又は然るべき担保の提供を請求することができる。

第175条(債権債務の承継)

会社が合併する時、合併の各当事会社の債権及び債務は、合併後の存続会社又は新設会社が承継しなければならない。

第176条 (会社の分割)

会社を分割する場合、その財産についても相応に分割するものとする。

会社を分割する場合、貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。会社は、分割の決議を行った日から 10 日以内に債権者に通知し、かつ 30 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。

第177条(分割前の債務の扱い)

会社が分割する前の債務については、分割後の会社が連帯責任を負う。但し、会社が分割前に債権者と債務の弁済について合意した書面に別途約定がある場合はこの限りではない。

◆ 「財政部国家税務総局企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59 号) <全 文>

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局: 中華人民共和国企業所得税法第20条、及び中華人民共和国企業所得税法実施条例(国務院令第512号)第75条の規定 に基づき、ここに企業再編に関連する企業所得税の具体的処理の問題について以下の通り通知する。

- 一、本通知でいう企業再編とは、企業の日常経営活動以外で発生する法律的構造や経済的構造に大きな変更をもたらす 取引を指し、企業の法律形式の変更、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分割等を含むものである。
- (一)企業の法律形式の変更とは、企業登録名称、住所および企業組織形態等の単純な変更を指す。なお、本通知で規定するその他再編類型は除くものとする。
- (二)債務再編とは、債務者の財務状態に困難な状況が発生した際に、債権者が債務者との間で合意した協議書面、或いは裁判所の裁定書に基づいて、債務者の債務について譲歩を行う事態を指す。
- (三) 持分買収とは、一企業(以下、「買収企業」という)が他の一企業(以下、「被買収企業」という)の持分を購入することを以て、被買収企業に対する支配を実現する取引を指す。買収企業からの対価支払方法には、持分による支払、持分以外での支払、又は両者を組み合わせる方法がある。
- (四)資産買収とは、一企業(以下、「譲受企業」という)が他の一企業(以下、「譲渡企業」という)の実質的経営性 資産を購入する取引を指す。譲受企業の対価支払方法には、持分による支払、持分以外での支払、又は両者を組み合わ せる方法がある。
- (五) 合併とは、一企業または複数の企業(以下、「被合併企業」という)の全ての資産と全ての負債を、他の現存する一企業、或いは新たに設立する企業(以下、「合併企業」という)に譲渡することを指し、被合併企業の所有者は合併企業の持分を手に入れるか、或いは持分に依らない支払いが実施されることで、二企業または二以上の企業の合法的合併が実現する。
- (六)分割とは、一企業(以下、「被分割企業」という)が資産の一部分、或いは資産の全てを現存する企業、或いは



新たに設立する企業(以下、「分割企業」という)に分離譲渡することを指し、被分割企業の所有者は分割企業の持分を手に入れるか、或いは持分に依らない支払いが実施されることで、企業の合法的分割が実現する。

- 二、本通知でいう持分による支払とは、企業再編での資産購入や譲渡を受ける一方が支払う対価について、当該企業かその支配下企業の持分や株式を以て支払う形式をいう。持分以外での支払とは、当該企業の現金、銀行預金、売掛金、当該企業やその支配下企業の持分や株式以外の有価証券、棚卸資産、固定資産、その他資産、及び債務引受等を以て支払う形式をいう。
- 三、企業再編の税務処理は、その条件に従って、一般性税務処理規定と特殊性税務処理規定をそれぞれ適用する。
- 四、企業再編が、本通知の規定に合致して特殊性税務処理規定が適用される場合を除き、以下の規定に基づいて税務処理を行う。
- (一)企業が、法人から個人独資企業や合名企業等の非法人組織に変更する、或いは登記登録地を中華人民共和国国外 (香港、マカオ、台湾地区を含む)に移転する場合には、企業が清算と配当を行い、所有者の再投資による新たな企業 が設立されたと看做なす。企業の全資産と所有者投資の課税基礎額は、いずれも公正価値を以てその基礎として決定し なければならない。

企業で発生するその他法律形式の単純な変更は、直接に税務登記を変更することが認められる。他に規定がある場合を 除き、企業所得税納税関連事項(繰越欠損や税収優遇等の権益と義務を含む)は変更後の企業に承継されるが、住所が 変更されることより税収優遇条件に合致しなくなる場合は除かれる。

(二)企業債務再編に関連する取引は、以下の規定に基づいて処理を行う。

非貨幣資産による債務弁済は、関連非貨幣性資産譲渡と非貨幣性資産の公正価値による債務弁済の異なる二業務に分類 して、関連資産の所得と損失を認識しなければならない。

債権から持分への交換が発生する場合、債務弁済と持分投資の異なる二業務に分類して、債務弁済に関する所得と損失 を認識しなければならない。

債務者は、支払う債務弁済額が債務課税基礎額を下回る部分の差額を基に、債務再編所得を認識しなければならない。 債権者は、受け取る債務弁済が債権税額計算基礎を下回る部分の差額を基に、債務再編損失を認識しなければならない。 債務者の所得税納税関連事項は、原則として元の状況を継続する。

(三) 企業の持分買収、資産買収による再編取引は、以下の規定に基づいて処理を行う。

被買収方は、持分や資産の譲渡所得、又は損失を認識しなければならない。

買収方が取得する持分や資産の課税基礎額は、公正価値を以てその基礎として決定しなければならない。

被買収企業の所得税関連事項は、原則として元の状況を継続する。

(四) 企業合併の当事者各位は、以下の規定に基づいて処理を行う。

合併企業は、公正価値に基づいて受け入れる被合併企業の各種資産と負債の課税基礎額を決定しなければならない。 被合併企業、及びその所有者は、いずれも清算に倣った所得税処理を実行しなければならない。

被合併企業の欠損を合併企業に振り替えて填補してはならない。

(五) 企業分割の当事者各位は、以下の規定に基づいて処理を行う。

被分割企業の分割資産は、公正価値を以て資産譲渡所得や損失を認識しなければならない。

分割企業は公正価値を以て受け入れる資産の課税基礎額を認識しなければならない。

被分割企業が存続する場合、その所有者が取得する対価は被分立企業の配当と看做して処理しなければならない。 被分割企業が存続しない場合、被分割企業とその所有者は清算に倣った所得税処理を実行しなければならない。 企業分割に関連する企業の欠損を、相互に振り替えて補填してはならない。

- 五、企業再編が同時に以下の条件に符合する場合、特殊性税務処理規定を適用する。
- (一) 合理的な商業目的を有し、納付税額の減少や免除、延払いを主要な目的としない
- (二)被買収や合併、分割される部分の資産や持分比率が、本通知が規定する比率に合致する
- (三)企業再編後の連続する12ヵ月において、再編資産の元の実質性経営活動が変化をしない
- (四) 再編取引対価における持分による支払金額が、本通知が規定する比率に合致する



(五)企業再編において持分による支払を取得した元の主要株主が、再編後の連続する 12 ヵ月以内に、取得した持分を譲渡しない

六、企業再編が本通知第5条に規定する条件に合致する場合、取引に係る各位は当該取引における持分による支払部分に対して、以下の規定に基づいた特殊性税務処理を執行することが認められる。

(一)企業債務再編で認識する課税所得額が当該企業の当年度課税所得額の50%以上を占める場合、五納税年度期間に渡って、各年度の課税所得額に均等に計上することができる。

企業で債権から持分への交換業務が発生する場合、債務返済と持分投資の二業務について暫定的に債務弁済に係る所得 や損失を認識せず、持分投資の課税基礎額は元の債権課税基礎額を以て決定する。企業のその他関連所得税事項は、元 の状況を継続する。

(二)持分買収に関して、買収企業が購入する持分が被買収企業の全持分の75%を下回らず、且つ買収企業の当該持分買収における持分による支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定を選択して処理することが認められる。

被買収企業の所有者が取得する買収企業持分の課税基礎額は、被買収持分の元の課税基礎額を以て決定する。

買収企業が取得する被買収企業持分の課税基礎額は、被買収持分の元の課税基礎額を以て決定する。

買収企業、被買収企業が有した元の各種資産と負債の課税基礎額とその他所得税関連事項は、元の状況を継続する。

(三)資産買収に関して、譲受企業が購入する資産が譲渡企業の全資産の75%を下回らず、且つ譲受企業の当該資産買収における持分による支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定を選択して処理することが認められる。

譲渡企業が取得する譲受企業持分の課税基礎額は、譲渡資産の元の課税基礎額を以て決定する。

譲受企業が取得する譲渡企業資産の課税基礎額は、被譲渡資産の元の課税基礎額を以て決定する。

(四)企業合併に関して、企業所有者が当該企業の合併において取得する持分による支払金額が当該取引支払総額の 85%を下回らず、同一支配下で対価の支払いが不要である企業合併の場合、以下の規定を選択して処理することが認め られる。

合併企業が受け入れる被合併企業の資産と負債の課税基礎額は、被合併企業の元の課税基礎額を以て決定する。 被合併企業の合併前における所得税関連事項は、合併企業に承継される。

合併企業に補填することができる被合併企業の欠損限度額=被合併企業の純資産公正価値×合併業務の発生当年年末までに国家が発行する最長期限の国債利率

被合併企業所有者が取得する合併企業持分の課税基礎額は、元々に保有していた被合併企業持分の課税基礎額を以て決定する。

(五)企業分割に関して、被分割企業の全所有者は元の持分比率に従って分割企業の持分を取得して、分割企業と被分割企業がいずれも元の実質経営活動を変更せず、且つ被分割企業の所有者が当該企業の分割において取得する持分による支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定を選択して処理することが認められる。

分割企業が受け入れる被分割企業の資産と負債の課税基礎額は、被分割企業の元の課税基礎額を以て決定する。

被分割企業が分割した資産に関連する所得税事項は、分割企業に承継する。

被分割企業の法定補填期限を超えてない欠損額は、分割資産の全資産に占める比率を以て分配して、分立企業が継続して補填することができる。

被分割企業の所有者が取得する分割企業の持分(以下、「新持分」という)において、元々保有していた被分割企業の持分(以下、「旧持分」という)の一部、又は全てを放棄する必要がある場合、「新持分」の課税基礎額は放棄する「旧持分」の課税基礎額を以て決定しなければならない。「旧持分」を放棄する必要がない場合、取得する「新持分」の課税基礎額は、以下二つの方法から選択して確定することができる。直接に「新持分」の課税基礎額をゼロとする。或いは、被分割企業の分割純資産が被分割企業の全純資産に占める比率を以て、元々所有していた「旧持分」の課税基礎額から控除した上で、減算調整した課税基礎額を「新持分」に均等に分配する。

(六) 再編取引の当事者各位が、本条(一)項から(五)項の規定に基づいて、取引における持分支払に対して暫定的 に関連資産の譲渡所得や損失を認識しない場合、持分以外での支払いに関しては取引が存在する当期に相当の資産譲渡 所得や損失を認識して、関連資産の課税基礎額を調整しなければならない。

持分以外での支払による資産譲渡所得と損失= (譲渡資産の公正価値-譲渡資産の課税基礎額)×



(持分以外での支払金額:譲渡資産の公正価値)

七、企業で発生する中国国内と中国国外(香港、マカオ、台湾地区含む)を跨ぐ持分や資産の買収取引は、本通知第5条の規定する条件に符合すること以外に、下記条件を同時に満たす場合に、特殊性税務処理規定を適用することができる。

- (一) 非居住者企業が保有する居住者企業の持分を、100%直接支配する他の非居住者企業に譲渡する場合、将来年度において当該持分譲渡による所得の源泉徴収税負担が変化せず、且つ譲渡方非居住者企業が主管税務局に対して、保有する譲受側非居住者企業の持分を3年(3年を含む)以内には譲渡しないことを、書面を以て承諾する。
- (二) 非居住者企業が保有する居住者企業の持分を、100%直接支配する居住者企業に譲渡する。
- (三) 居住者企業が保有する資産や持分を以て、100%直接支配する非居住者企業に投資を行う。
- (四) 財政部、国家税務総局が許可するその他情況。

八、本通知第7条第(三)項にいう、居住者企業が保有する資産や持分を以て100%直接支配する非居住者企業に行う 投資において、その資産や持分による譲渡収入が特殊性税務処理を選択する場合、10納税年度内で各年度の課税所得額 に均等に計上することができる。

九、企業の吸収合併において、合併後に存続する企業の性質や税収優遇に適用される条件に変更がない場合、合併前の 当該企業が有する税収優遇の残余期間分を継続して享受することができる。その優遇金額は、存続企業の合併前一年間 の課税所得額(欠損の場合はゼロとして計算)で計算する。

企業の存続分割において、分割後に存続する企業の性質や税収優遇に適用される条件に変更がない場合、分割前の当該 企業が有する税収優遇の残余期間分を継続して享受することができる。その優遇金額は、当該企業が分割される前一年 間の課税所得額(欠損の場合はゼロとして計算)に、分割前当該企業の全資産に占める分割後存続企業の資産の比率を 乗じて計算する。

十、企業は、再編前後の連続する 12 ヵ月において、その資産や持分の取引を行った場合、実質重視の原則に基づき上述の取引を企業再編取引の一部分として処理しなければならない。

十一、本通知に規定する特殊性再編条件に符合する情況が企業で発生して、且つ特殊性税務処理を採用する場合、当事者各位は当該再編業務の完了年度の企業所得税年度申告時に、主管税務機関に対して書面での届出資料を提出して、特殊性再編条件に合致していることを証明しなければならない。規定する書面での報告を企業が行わない場合、一律に特殊性再編業務に基づく税務処理を認めない。

十二、企業の再編過程において発生する特別な処理を必要とする企業所得税関連事項は、国務院財政や税務主管部門による他の規定に依る。

十三、本通知は2008年1月1日より執行する。

財政部国家税務総局

二00九年四月三十日

3. 持分譲渡

♦ 「中華人民共和国公司法」

第72条(通常の持分譲渡)

株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。株主は、その持分 譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めなければならず、その他の株主が書面通知の受領日から 満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しなか



った場合は、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。

株主の同意を得た譲渡持分については、同等の条件において、その他の株主が優先買権を有する。2 名以上の株主が優 先買取権の行使を主張した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自 の出資比率に従い優先買取権を行使する。会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第74 条 (定款等の修正)

本法第72条、73条に従い持分を譲渡した後、会社はもとの株主の出資証明書を取消し、新しい株主に出資証明書を発行し、かつ会社定款並びに株主名簿の株主及びその出資額に関する記載を修正しなければならない。会社定款のかかる修正は株主会の議決を経る必要はないものとする。

第 75 条 (持分買取請求)

次の各号に掲げる状況のいずれかが生じた場合は、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は会社に適正な価格でその 持分を買い取るよう請求することができる。

- (1) 会社が 5 年連続で株主に対し利益分配を行わず、その連続 5 年間において会社に利益があり、かつ本法に定める利益分配条件を満たしている場合
- (2) 会社を合併もしくは分割し、又は主要財産を譲渡する場合
- (3) 会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生したにもかかわらず、株主会が定款修正の決議を採択し、会社を存続させた場合

株主会会議の決議が採択された日から 60 日以内に、株主と会社が持分買取協議について合意することができない場合は、株主は株主会会議の決議の採択日から 90 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

◆ 「国家税務総局:非居住者企業の出資持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化に関する通知」(国税函[2009]698 号) <全文>

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局、地方税務局:

非居住者企業の出資持分譲渡所得の企業所得税管理を規範化、強化するため、《中華人民共和国企業所得税法》及びその実施条例、《中華人民共和国税収徴収管理法》及びその実施細則、《国家税務総局:〈非居住者の企業所得税源泉徴収管理暫行弁法〉印刷公布に関する通知》(国税発[2009]3号)ならびに《財政部、国家税務総局:企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題に関する通知》(財税 [2009]59号)に則り、ここに関係問題について下記の通り通知する。

- 一、本通知がいうところの出資持分譲渡所得とは、非居住者企業が中国居住者企業の出資持分(公開された証券市場に おける国居住者企業の株券を購入して売却することは含まず)を譲渡する際に取得する所得をいう。
- 二、源泉徴収義務者が法に則った控除をしない、または控除義務を履行することができない場合、非居住者企業は契約、協議に約定した出資持分譲渡の日(譲渡側が事前に出資持分譲渡収入を取得した場合、出資持分譲渡収入の実際の取得日)より7日以内に、出資持分が譲渡される中国居住者企業所在地の主管税務機関(当該居住者企業の所得税徴税管理を担当する税務機関)に企業所得税納税申告を行わなければならない。非居住者企業が期日までに事実通りに申告をしない場合は、税収徴税管理法の関係規定に従い処理する。
- 三、出資持分譲渡所得とは、出資持分譲渡価格から出資持分コスト価格を減じた後の差額をいう。

出資持分譲渡価格とは、出資持分譲渡人が譲渡する出資持分から受け取る現金、非貨幣資産または権益等の形式を含む 金額をいう。被持株企業に未配当利益または税引き後の各項積立基金等があれば、出資持分譲渡人は出資持分と一緒に 当該株主に留保している収益権の金額を譲渡し、出資持分譲渡価格より控除してはならない。

出資持分コスト価格とは、出資持分譲渡人が投資の際中国居住者企業に実際に支払った出資金額、または当該出資持分



の購入時に当該出資持分の原譲渡人に実際に支払った出資 持分譲渡金額をいう。

四、出資持分譲渡所得を計算するとき、非居住者企業が出資持分を譲渡される中国居住者企業に対して投資した時のまたは元の投資方が当該出資持分購入した時の通貨種類で出資持分譲渡価格ならびに出資持分コスト価格を計算する。同一の非居住者企業に複数回の投資があった場合には、初回の資本投入時の通貨種類で出資持分譲渡価格ならびに出資持分コスト価格を計算し、加重平均法で出資持分コスト価格を計算する。複数回投資した際に通貨種類が一致していない場合、資本投入ごとに、当日のレートで初回投資時の通貨種類に換算しなければならない。

五、国外投資側(実際支配側)が中国居住者企業の出資持分を間接譲渡する場合、譲渡される国外の株式支配している会社の所在国(地区)の実質税率が12.5%以下、またはその居住者の国外所得に対して所得税を徴税していない場合、出資持分譲渡契約締結日より30日以内に、出資持分譲渡される中国居住者企業所在地の主管税務機関に以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 出資持分譲渡契約書または協議書
- (二) 国外投資側とその譲渡される国外の株式支配している会社との資金、経営、売買等方面における関係
- (三) 国外投資側が譲渡する国外の株式支配している会社の生産経営、人員、財務、財産等の状況
- (四) 国外投資側が譲渡する国外の株式支配している会社と中国居住者企業の資金、経営、売買等の方面における関係
- (五) 国外投資方が譲渡される国外の株式支配している会社を設立することに合理的な 商業目的を有することの説明
- (六) 税務機関が要求するその他関連資料。

六、国外投資側(実際支配側)が組織形式の濫用等の処理を通じて中国居住者企業の出資持分を間接譲渡し、且つ合理 的な商業目的を持たずに企業所得税納税義務の回避を企図した場合、主管税務機関は税務総局に段階毎に税務総局に報 告し、審査を経た後に経済実態に沿って当該出資持分譲渡取引について改めて位置づけを行い、税収協定に適用する国 外の株式支配している会社の存在を否認する。

七、非居住者企業がその関連先に中国居住者企業出資持分を譲渡し、その譲渡価格が独立取引の原則に合致せず課税所 得額が減じられている場合には、税務機関は合理的な方法により調整を行う権利を有する。

八、国外投資側(実際支配側)が国内または国外の複数の株式支配している会社の出資持分を同時に譲渡する場合、出資持分を譲渡される中国居住者企業は譲渡契約全体と当企業に該当する一部の契約を主管税務機関に提出しなければならない。当該部分の契約がない場合、出資持分譲渡される中国居住者企業は主管税務機関に全部譲渡される各々の株式支配している会社の詳細資料を提出し、正確に国内の譲渡される企業の譲渡価格を区分しなければならない。正確に分けることができない場合には、主管税務機関は合理的な方法を選択し、譲渡価格を調整する権利を有する。

九、非居住者企業が出資持分譲渡所得を取得し、財税〔2009〕59 号文書に規定する特殊性再編条件に合致し且つ特殊性税務処理を選択する場合、主管税務機関に書面の備案資料を提出し、それが特殊性再編規定の条件に合致することを証明するとともに省級税務機関の許可を経なければならない。

十、本通知は2008 年1 月1 日より執行する。執行中に起こった問題については速やかに国家税務総局(国際税務司) に報告されたい。

国家税務総局

二00九年十二月十日



4. 現地法人の設立

◆ 「中華人民共和国公司法」

第7条(営業許可証)

本法に従い設立された会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発行する。会社営業許可証の発行日を会社の成立日とする。会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、実際に払い込まれた資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

第8条(商号)

本法により設立された有限責任会社は、会社の名称に有限責任会社又は有限会社の文字を明示しなければならない。本法により設立された株式会社は、会社の名称に株式有限会社又は株式会社の文字を明示しなければならない。

第25条(定款必須記載事項)

有限責任会社の定款には下記の事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称及び住所
- (2) 会社の経営範囲
- (3) 会社の登録資本金
- (4) 株主の氏名又は名称
- (5) 株主の出資方式、出資額及び出資日
- (6) 会社の機構及びその設置方法、職権、議事規則
- (7) 会社の法定代表者
- (8) 株主会会議が記載する必要があると認めるその他の事項

株主は会社定款に署名、捺印しなければならない。

第26条(登録資本金最低限度額)

会社の全株主の初回出資額は、登録資本の 20 パーセントを下回ってはならず、また法に定める登録資本最低限度額を下回ってはならないものとし、その残りの部分は株主が会社成立日から 2 年以内に全額払い込まなければならない。投資会社は 5 年以内に全額を払い込めばよい。

◆ 「中華人民共和国会社登記管理条例」

第 59 条(年度検査)

毎年 3 月1 日から 6 月 30 日までに、会社登記機関は会社に対して年度検査を行う。

第 60 条 (提出文書)

会社は、会社登記機関の要求に基づいて、定められた期間内に年度検査を受けるとともに、年度検査報告書、年度貸借 対照表、損益計算書、「企業法人営業許可証」の副本を提出しなければならない。

支店を設立した会社は、提出する年度検査の資料の中に、支店の関連状況を明確に反映させるとともに、「営業許可証」の写しを提出しなければならない。

5. 分公司、駐在員事務所の設立及び抹消

◆ 「中華人民共和国公司法」

第14条(支店及び子会社)

会社は支店を設立することができる。支店を設立する場合は、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領し



なければならない。支店は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。会社は子会社を設立することができ、子会社は法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。

◆ 「中華人民共和国会社登記管理条例」

第 47 条 (支店の登記事項)

支店の登記事項には、名称、営業場所、責任者、経営範囲が含まれる。

支店の経営範囲は会社の経営範囲を逸脱してはならない。

第 48 条 (支店設立登記申請の提出文書)

会社が支店を設立する場合、決定をした日から 30 日以内に支店所在地の会社登記機関に登記を申請しなければならない。法律、行政法規又は国務院の決定で関連部門に認可を受けなければならないと定められている場合は、認可の日から 30 日以内に会社登記機関に登記を申請しなければならない。

支店を設立する場合は、会社登記機関に次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した支店設立の登記申請書
- (2) 会社定款及び社印を押印してある「企業法人営業許可証」の写し
- (3) 営業場所の使用証明書
- (4) 支店責任者の就任文書及び身分証明書
- (5) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

法律、行政法規もしくは国務院の決定で支店の設立は認可を受けなければならないと定められている場合、又は支店の経営範囲に法律、行政法規もしくは国務院の決定により登記前に認可を受けなければならないと定められている項目がある場合は、さらに関連認可文書も提出しなければならない。

支店の会社登記機関は、登記を認めた場合、「営業許可証」を交付する。会社は、支店の登記日から 30 日以内に、支店の「営業許可証」を持参して会社登記機関に届け出なければならない。

第 49 条 (支店の変更登記)

支店が登記事項を変更する場合は、会社登記機関に変更登記を申請しなければならない。

変更登記を申請する場合は、会社の法定代表者が署名した変更登記申請書を提出しなければならない。

名称、経営範囲を変更する場合は、社印を捺印してある「企業法人営業許可証」の写しを提出しなければならず、支店の経営範囲に、法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている項目がある場合は、さらに関連認可文書も提出しなければならない。営業場所を変更する場合は、新しい営業場所の使用証明書を提出しなければならない。責任者を変更する場合は、会社の任免文書及びその身分証明書を提出しなければならない。会社登記機関は、変更登記を認めた場合、「営業許可証」を交換交付する。

第 50 条 (支店の抹消登記)

支店が取り消され、法に従い閉鎖を命令され、営業許可証を没収された場合は、決定日から 30 日以内に当該支店の会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。抹消登記を申請する場合は、会社の法定代表者の署名した抹消登記申請書及び支店の「営業許可証」を提出しなければならない。会社登記機関は、抹消登記を認めた後、支店の「営業許可証」を回収しなければならない。

6. 変更

◇ 「中華人民共和国公司法」

第7条(営業許可証)

会社営業許可証に記載されている事項に変更が生じた場合には、会社は法に従い変更登記手続を行い、会社登記機関が営業許可証を交換発行するものとする。



第178条(登録資本金の減少)

会社は、登録資本金を減少する必要がある場合、貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。

会社は、登録資本金減少の決議を行った日から 10 日以内に債権者に通知しなければならず、かつ 30 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内は、会社に債務の弁済又は然るべき担保の提供を請求する権利を有する。会社の減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

第179条(有限会社における登録資本金の増加)

有限責任会社が登録資本金を増加する場合、株主による新たに増加する資本の出資払込の引受については、本法の有限 責任会社設立の出資払込に関する規定に従って行う。

第180条(登記事項の変更)

会社が合併又は分割し、登記事項に変更が生じた場合、法により会社登録機関で変更登記を行わなければならない。会社が解散する場合、法により会社抹消登記を行わなければならない。新会社を設立する場合、法により会社設立登記を行わなければならない。会社が登録資本金を増加又は減少する場合、法により会社登記機関で変更登記を行わなければならない。

◇ 「中華人民共和国会社登記管理条例」

第 30 条 (法定代表者の変更登記)

会社が法定代表者を変更する場合は、変更の決議又は決定をした日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

第 31 条 (登録資本の変更登記)

会社が登録資本を変更する場合は、法に基づいて設立された出資検査機構が発行した出資検査証明書を提出しなければならない。

会社が登録資本を減少させるときは、公告日から 45 日以後に変更登記を申請しなければならず、かつ会社は新聞紙上に会社が登録資本を減少させたことについての公告を行ったという関連証明及び会社債務の全額弁済又は債務の担保 状況に関する説明を提出しなければならない。

会社の減資後の登録資本は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

第 33 条 (経営範囲の変更登記)

会社が経営範囲を変更する場合は、変更の決議又は決定をした日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。 経営範囲の変更が法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている項目に関わる場合は、国の関連部門が認可した日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

♦ 「外資企業法実施細則」

第 21 条

外商投資企業・合弁企業は経営期間内にその登録資本を減少してはならない。但し、投資総額及び生産経営規模等に変 化が生じ、明らかに減少の必要がある場合、審査許可機関の承認を取得しなければならない。



伝智コンサルティング有限公司 Denchi Advisory Co., Ltd.

中国税務及びビジネス・コンサルティング業界において先進な総合コンサルティング会社の一つであり、国内外のお客様に、国内外の各種の取引について全方位の税務及びビジネス問題の解決案をご提供します。

伝智は深センに本部を、<mark>香港</mark>に関連会社—新日コンサルティング有限公司(New Sun Consulting Co., Limited)があり、北京、天津、上海、蘇州、広州、東京、ソウル、シンガポール、サンフランシスコなどの都市に提携会社を有しています。

伝智コンサルティング有限公司(「伝智」)は中税諮詢グループ(CTAC GROUP)("中税")の主要メンバー機構です。

中税諮詢グループのチームは法律・財税及び商業企画分野の専門家からなります。特に、シニアパートナーである王裕康氏は、中国国家税務総局国際税務司副司長を担当した経験があり、主に国際税務協力、租税条約、情報交換、国際租税回避防止及び事前確認などを管理してきました。

もう一人のシニアパートナーである宋寧氏は、中国税理士であり、中国税理士協会専業委員、中国財税法研究会理事を兼任、また経済学修士および法学修士(LL.M in Taxation)を取得しています。かつて四大会計事務所で移転価格チームのシニアマネージャーとして、華北地域の移転価格業務を指導しています。それ以前は、国家税務局に在籍し、『移転価格税務管理規程』、『移転価格実施規則』、新『企業所得税法』第六章及びその実施条例などの重要文書の制定に携わりました。

創始者

王鋭 (Richard WANG)

中国公認会計士で、かつて某四大会計事務所で税務及びビジネスコンサルティングチームのシニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当していました。

伝智コンサルティング有限公司を創設する前に、日本で仕事する間に最大手のお客様の日本本社にコンサルティングサービスを提供する経験を含む、10年ほどのコンサルティング業界の経験を持ち、中国国内の百社以上の日系企業に全面的な税務及びビジネスコンサルティングサービスを提供しました。

それに、かつて在日本中国大使館、大阪領事館、日本貿易振興機構、日本及び中国地方政府機関、日本商工会などの機構が主催するセミナーで税務問題についてスピーチを行ったことがあります。

李波 (Benjamin LI)

中国税理士で、四大会計事務所で税務及びビジネス・コンサルティングサービスのシニアコンサルタントを担当していました。

伝智に加入する前は、コンサルティングサービスに長年従事し、数十社の日系企業に対して税務及び ビジネス・コンサルティングサービスを総合的に提供してきました。特に、企業設立、変更、持分譲 渡、合併、清算に関する分析及び税務申告サービス、企業再編取引に関わる企業所得税の特殊税務処 理について、政府機関との協議に関わる支援サービス、企業税務のヘルスチェックサービス、上場企 業の年度税務審査サービス、税務及びビジネス・コンサルティングサービス、外国籍従業員の個人所



得税の計算及び申告サービス、移転価格サービス等の豊富な実績を持っています。

余関茹(Crystal YU)

日本語に精通し、四大会計事務所でシニアコンサルトとして勤務し、主に日系会社の中国投資業務に関わる中国税務コンサルティングサービスを担当し、これに係る豊富な税務コンサルティングの実績を持っています。

四大会計事務所に勤務している間、多種多様の税務コンサルティングサービスに関与し、日系企業の お客様のために良質なサービスを総合的に提供しました。具体的には、

- 1) 企業設立及び経営業務に関わる税務コンサルティングサービス
- 2) 企業合併、再編に関わる税務コンサルティングサービス
- 3) 企業所得税年度確定申告、税務ヘルスチェック、登記抹消、清算等代行サービス
- 4) 外貨関連コンサルティングサービス、企業所得税、増値税、営業税、その他の税種目及び外貨制度 に関わる税務コンサルティングサービス



創設者

► 伝智は四大会計事務所に勤務した経験のあるベテランのメンバーたちによって創設されました。

伝智のチームメンバー

► 伝智のチームメンバーは全員専門知識を熟知し、ビジネスレベルの日本語力を持ち、日本企業の 文化を深く理解します。

優れたサービス、リーズナブルな価格

► 伝智の基本理念は業界内で最高レベルのサービスをご提供し、一方、費用を抑えることです。

日系企業へのサービス

► 伝智は日本語と日本企業文化を熟知する中国人の専門家集団が直接、日系企業のお客様に対応する体制をとっています。これにより、コミュニケーションの時間とコストを節約できます。



業務内容

- 企業再編支援サービス (分析・指導・代行)
- 深セン前海合作区などの特殊地域への進出
- 会社設立
- 分公司 駐在員事務所設立
- 登録資本金、経営範囲、住所、会社名、取締役会、法定代表者などの企業変更
- DD 調査 ヘルスチェック、税務、税関、外貨リスク評価
- 持分譲渡 間接譲渡 譲受
- 資産譲渡 譲受
- 持分資産譲渡の取引仲介
- 来料加工場の独資化
- 吸収合併 新設合併
- 派生分立 新設分立
- 会社清算
- 分公司 駐在員事務所の抹消
- 伝智トレーニング (法規・実務・動き)
- 企業再編
- 税務
- 移転価格
- 税関
- 外貨



- 移転価格サービス
- 移転価格文書化・プランニング
- 移転価格調査への対応
- 事前確認制度の申請
- 税務及びビジネスコンサルティングサービス
- 企業投資、税務、税関、外貨などに関する年間長期顧問
- 各種の税収優遇政策の適用分析・申請代行
- 企業所得税、増値税、営業税、不動産税、土地使用税などの企業の各種税金の計算・ レビュー・申告代行
- 企業税務のヘルスチェック・デューディリジェンスチェック
- 企業税務リスク制度の設置などの内部統制
- 外国人従業員のビザ・就業証などの申請代行
- 個人所得税の分析・プランニング・計算・レビュー・申告代行
- 恒久的施設(「PE」)の分析・プランニング・計算・申告代行
- 政府機関との相談・交渉
- 各種の政府申請手続の代行
- お客様のご要求に応じる他の特別な専門サービス



お問い合わせ

王鋭 Richard Wang李波 Benjamin Li余関茹 Crystal Yuパートナーマネージャー

中国公認会計士 中国税理士 13590171050 13689544250

richard.wang@denchi.cn benjamin.li@denchi.cn crystal.yu@denchi.cn

アドレス: 中国深セン市羅湖区深南東路 5016 号京基 100 ビル 21 階ブロック 25 郵便番号 518001

関連会社

新日コンサルティング有限公司 New Sun Consulting Co., Limited

ホームページ: www.denchi.cn 企業再編: saihen.denchi.cn

伝智トレーニング: learn.denchi.cn



18988776864